

平成22年11月
(令和4年9月改訂)

白山市発注工事受注者の皆様へ

総務部監理課

現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代について

このことについて、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、次のとおりとします。また、現場代理人についてもそれに準じた運用とします。

1. 現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代が可能な場合

現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の途中交代が認められるのは、技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載されている場合です。

途中交代を行う場合は、工事担当部署と①交代時期、②前任技術者等と同等以上の技術力であること、③一定期間重複して後任技術者等を現場に設置することの要否について、十分な協議を行い、工事の継続性、品質確保に支障がないことが確認できなければなりません。

2. 現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代事務手続き

工事担当部署と元請業者とで「技術者等の途中交代に係る協議書（様式3）」により事前協議を行い、変更しようとする期日の7日前までに（死亡や傷病の場合は速やかに）、「技術者等変更承認願（様式1）」に次の書類を添付して提出して下さい。

- ①技術者等の途中交代に係る協議書（事前協議の内容を清書したもの）
- ②変更時期を記した工程表
- ③後任技術者の資格等（写）
- ④雇用継続期間が3ヶ月以上であることが分かる書類
- ⑤工事の継続性品質保持の対策資料（引継ぎ書等）

コリンズ登録を必要とする工事は、承認後直ちに技術者等の変更手続きを行って下さい。